

5 災害に強いまちづくり計画



(2-2) 避難時の支援の検討

施策 2-2-⑥

避難行動要支援者（要配慮者）の支援

共通

【取組の概要】

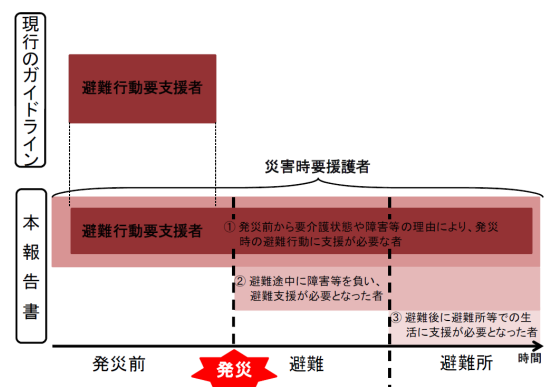
災害対策基本法が平成25年6月に改正され、「避難行動要支援者」という概念が示されました。災害時要援護者を、発災前から避難後の生活までの段階に区分すると、以下のとおりです。

- A) 発災前から要介護状態や障害等の理由により、発災時の避難行動に支援が必要な者
- B) 避難途中で障害等を負い、避難支援が必要となった者
- C) 避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者

このうち、在宅等でA)に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市町村が作成し、活用する名簿を「避難行動要支援者名簿」といいます。

市町村は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から情報を提供することとされています。

また、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、市町村は本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供します。



避難行動要支援者の定義

出典：災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（内閣府、平成25年3月）

【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・上記A)に該当する者について、避難行動が困難な理由を詳細に整理すると、
 - ア 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を取得することの困難
 - イ 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を理解することの困難
 - ウ 災害が発生または発生のおそれがある時に、避難が必要かどうか判断することの困難
 - エ 実際に避難するための移動等の困難
- となります。このうち、いずれかの項目、または複数の項目に該当する者を「避難行動要支援者」として考えることができます。

(例) 「避難行動要支援者」は、以下の条件を有する在宅等の者としします。

5 災害に強いまちづくり計画



- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

・避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録するものとします。

①氏名、②生年月日、③性別、④住所又は居所、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由、⑦前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

・避難行動要支援者名簿は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととします。

・災害対策基本法では、市町村地域防災計画において定める必須事項が決められています。

①避難支援関係者となる者

②避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

③名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

④名簿の更新に関する事項

⑤名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

⑥要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

⑦避難支援等関係者の安全確保

・避難行動要支援者の支援は、自主防災組織や民生委員等による“共助”を基本としたうえで、必要な場合には行政による“公助”も検討しておくことが重要です。

被災地からの声

・避難行動要支援者の支援策として、福祉部局を中心に支援者と要配慮者双方の計画を作ったが、自分たちも初めて経験する大津波であったため、自分たちのことで精一杯となった面もある。

・要配慮者の被害が多数生じており、地域での総合的な対策が必要である。

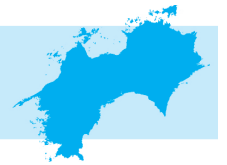
◆参考資料

・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、平成25年8月）

・災害時要援護者の避難支援に関する検討会（内閣府HP）

災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書（平成25年3月）

5 災害に強いまちづくり計画



【事例】

○東かがわ市の取組み

・避難行動要支援者のきめ細やかな把握

- ・東かがわ市は、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等を対象とした説明会を毎年度実施し、避難行動要支援者名簿の整備・更新に努めています。
- ・避難行動要支援者登録申請書により、避難行動要支援者の一人ひとりが必要とする支援の内容等を把握し、防災関係機関や地域支援者等にて情報共有に努めています。

避難行動要支援者登録申請書
(個別支援計画)

○黒潮町の取組み

・住民と進める世帯別津波避難行動カルテの作成

- ・避難行動が困難な住民に対しては、一人ひとりに合わせた個別の避難計画、自動車避難のルールの検討が必要となることから、その基礎的状況の把握に向け、津波浸水が予測される地区の全世帯の避難行動調査を実施し、戸別津波避難カルテを作成しています。
- ・カルテを活用し、自動車避難を想定している避難者数、避難想定ルート等の分析等を行っています。



戸別津波避難カルテの様式イメージ (出典：黒潮町提供資料)



○中土佐町の取組み

・地域防災担当制による個別避難支援計画の作成

- ・中土佐町では、地域防災担当制として21の地区ごとに配置した担当職員がコーディネーター役となり、自主防災組織や民生委員と連携を図りながら、個別避難支援計画の作成を行っています。
- ・各地区の作成状況を一覧表として整理し、進捗状況の確認等を行っています。